

京都市区長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第100号

京都市区長委任規則の一部を改正する規則

京都市区長委任規則の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)